

京都市上下水道企業管理規程第10号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(排水設備の設置義務の免除)

第4条の2 下水道法第10条第1項ただし書の許可を行う場合は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条及び水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)に適合する水質を有し、かつ、管理者が別に定める要件を満たす場合とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)